

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和6年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和6年度の初日から令和6年10月31までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	100 トン	71 トン	29 トン
		100 トン	71 トン	29 トン
3	クリーム	66 トン	29 トン	37 トン
		57 トン	23 トン	34 トン
4	粉乳類	22,479 トン	14,594 トン	7,885 トン
		19,067 トン	11,257 トン	7,810 トン
5	無糖れん乳	1,995 トン	565 トン	1,430 トン
		1,995 トン	565 トン	1,430 トン
6	加糖れん乳	30 トン	93 トン	超過済
		30 トン	19 トン	11 トン
7	ヨーグルト	13 トン	9 トン	4 トン
		13 トン	9 トン	4 トン
8	バターミルク	18 トン	7 トン	11 トン
		18 トン	7 トン	11 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,824 トン	27,949 トン	24,875 トン
		43,262 トン	20,510 トン	22,752 トン
10	その他の乳製品	11,718 トン	2,421 トン	9,297 トン
		5,441 トン	1,754 トン	3,687 トン
11	バター	15,620 トン	8,874 トン	6,746 トン
		12,218 トン	7,448 トン	4,770 トン
12	豆類	74,764 トン	42,769 トン	31,995 トン
		33,618 トン	21,541 トン	12,077 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,432,032 トン	3,079,285 トン	2,352,747 トン
		5,028,802 トン	2,894,108 トン	2,134,694 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,479 トン	672,509 トン	593,970 トン
		171,784 トン	93,355 トン	78,429 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,007,980 トン	416,449 トン	591,531 トン
		1,007,980 トン	416,449 トン	591,531 トン
15	コーンスターチ	3,540 トン	1,991 トン	1,549 トン
		3,465 トン	1,788 トン	1,677 トン
16	ばれいしょでん粉	9,535 トン	11,542 トン	超過済
		8,521 トン	10,371 トン	超過済
17	マニオカでん粉	156,823 トン	63,935 トン	92,888 トン
		156,113 トン	62,898 トン	93,215 トン
18	サゴでん粉	20,008 トン	10,144 トン	9,864 トン
		7,223 トン	10,144 トン	超過済
19	その他でん粉	1,601 トン	1,036 トン	565 トン
		1,458 トン	977 トン	481 トン
20	イヌリン	3,131 トン	1,178 トン	1,953 トン
		72 トン	42 トン	30 トン
21	落花生	32,326 トン	20,033 トン	12,293 トン
		18,405 トン	9,854 トン	8,551 トン
22	こんにゃく芋	189 トン	4 トン	185 トン
		189 トン	4 トン	185 トン
23	ミルク調製品	9,208 トン	2,830 トン	6,378 トン
		2,555 トン	777 トン	1,778 トン
24	でん粉調製品	667 トン	1,185 トン	超過済
		469 トン	607 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,765 トン	1,002 トン	3,763 トン
		1,789 トン	514 トン	1,275 トン
27	調製食用脂	17,432 トン	4,644 トン	12,788 トン
		1,943 トン	455 トン	1,488 トン
28	繭	2.0 トン	1.4 トン	0.6 トン
		2.0 トン	1.4 トン	0.6 トン
29	生糸	242 トン	88 トン	154 トン
		242 トン	88 トン	154 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。